

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

氏 名 日本衛生株式会社

代表取締役 澤谷美佐子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証明する。

群馬県知事

山本 一太



複製禁止

許可の年 月 日

令和 6年 6月 8日

許可の有効期限

令和11年 6月 7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬がれき類、⑭ばいじん（以上14種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成21年 6月 8日 新規許可

平成26年 6月 8日 更新許可

令和	元年	6月	8日	更新許可
令和	6年	6月	8日	更新許可
令和	8年	7月	8日	変更許可

4 積替え許可の有無 有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

複製禁止